

【緊急】

宜 福 育 第 181 号
令和 2 年 8 月 14 日

保護者 各位
保護者の雇用主 各位
市内認可保育施設, 小規模保育施設, 認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

家庭保育の協力依頼および保育料の日割りについて (通知)

令和 2 年 8 月 17 日 (月) から 8 月 29 日 (土) まで,
家庭保育された場合の保育料を日割り計算いたします。

1. 宜野湾市では, 令和 2 年 7 月 31 日 (金) の沖縄県による緊急事態宣言を受けて, 令和 2 年 8 月 1 日 (土) から 8 月 15 日 (土) までの間, 家庭保育のご協力をお願いしておりました。
2. その後, 沖縄県内の新型コロナウイルス感染症は急速に拡大しており, 緊急事態宣言を 8 月 29 日 (土) まで延長することとなりました。
保育園においては, 利用者数を縮小することで, 集団感染のリスクを少しでも低下させる必要がございます。
3. このため, 宜野湾市で 8 月 17 日 (月) から 8 月 29 日 (土) までの間, 家庭保育にご協力いただいた場合の保育料を日割り計算し, 減額することといたしました。

※家庭保育にご協力いただける場合でも, 保育料は一旦通常通りの金額でお支払いをお願いいたします。後日, 減額して還付または未納分保育料に充当させていただきます。認定こども園と地域型保育施設の精算方法は施設ごとに異なりますので, 施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 176, 178